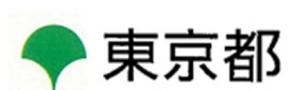


防災船着場整備計画

<改定版>



令和7年10月



目 次

第1章	計画の背景と目的	
1-1	計画の背景	1
1-2	防災船着場の目的	2
1-3	防災船着場整備計画の基本的な考え方	2
第2章	防災船着場配置計画	
2-1	防災船着場の機能による整備内容	3
2-2	既設船着場等の現状と機能別配置計画	7
2-3	河川別・関係区別配置計画	22
第3章	整備と管理の役割分担	
3-1	都・区の整備区分と管理区分	25
3-2	防災船着場等の整備区分	25
3-3	防災船着場等の管理区分	26
第4章	防災船着場整備計画	
4-1	整備計画（都知事管理河川における防災船着場）	27
4-2	東京都地域防災計画への位置付け	30
第5章	防災船着場の維持管理等	
5-1	基本的な考え方	31
5-2	防災船着場等の維持管理	31
5-3	防災船着場附帯施設	32
5-4	耐震性能の確保	34
5-5	防災船着場整備時の留意事項	36
5-6	防災船着場周辺の維持	37
5-7	防災船着場へ至る河川等の維持	37

第1章 計画の背景と目的

1-1 計画の背景

河川は、江戸の昔より人々の生活や物資の輸送などと深く関わってきた。道路等の陸上交通網が未発達な頃、水上交通網をなす河川は人々の身近で最も重要な交通路であった。その後、陸上交通の発展とともに河川舟運は、交通機能としての役割が低下し、都民の生命・財産を守る治水事業の進展と、都市活動による水質の悪化などにより、徐々に河川自体も都民の目から離れたものとなってきた。

しかし、近年の余暇時間の増大や環境保全の意識の高まりを背景に、河川の親水性や河川水面の利用が注目され始めている。東京湾周辺の河川では、プレジャーボートや屋形船、水上バス等の船舶により川で楽しむ機会が増え、河川と都民とを結びつける船着場の整備や活用のニーズが高まっている。

そして、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に災害時における河川舟運の有効性が注目され、災害により寸断された陸上交通網の補完や物資輸送における道路負担の軽減などに河川への期待が高まった。この背景を受け、東京都建設局は平成11年6月に「防災船着場整備計画」を策定し、都と区がそれぞれ整備を進めてきた。その後、策定から10年が経過し、道路や鉄道の開通、背後地の開発などを踏まえ、平成21年3月に改定が行われた。

さらに、平成23年3月の東日本大震災の教訓から、震災時における防災船着場の機能確保と新たな防災船着場の整備の必要性が認識され、平成28年1月に再度改定を行っている。

近年では、気候変動への対応や、災害時における防災船着場の機能確保に必要な防災船着場本体の整備事項や新たな附帯施設の拡充が求められており、これらの現状を踏まえ、防災船着場整備計画の改定を行うものとした。

今回の主な改定点は以下のとおりである。

- ① 区の計画を考慮した新たな防災船着場を追加
- ② 防災船着場整備における留意事項についての項目を追加
- ③ 防災船着場の附帯施設の項目を追加

1-2 防災船着場の目的

古来、河川の船着場は河岸^{かし}と呼ばれ、物資等の荷揚げ施設として広く利用されてきたが、現代における船着場の役割は、災害時と平常時の利用目的に分けることができる。

防災を目的とした船着場（以下「防災船着場」という。）は、東京都地域防災計画（震災編）や各区の地域防災計画等に示されているように、都及び区が行政責任と役割の下に整備、管理していくべきものである。

本計画における河川に設置する防災船着場は、行政がその責務の下に、河川の中に計画的に配置するもので、災害時において河川舟運が有効に機能を果たすための拠点となるものである。

また、整備された防災船着場は、平常時においても有効活用されるべきものであり、利用促進を図ることが大切である。

1-3 防災船着場整備計画の基本的な考え方

防災船着場整備の背景と目的を踏まえ、防災船着場整備計画の基本的な考え方を次のように整理する。

- ① 災害時、特に震災時の河川の果たすべき役割を踏まえ、防災船着場を河川管理施設として都内の通航可能な河川に整備する。
- ② 防災船着場は、道路・鉄道等の陸上交通網と河川の結節点に配置し、陸上・水上の一体的なネットワークとして機能するよう計画する。
- ③ 災害拠点病院として指定されている病院や広域輸送基地、地域内輸送拠点、避難場所などと効果的に結びつけるよう配置する。
- ④ 防災船着場の平常時の有効活用を図るとともに、既設の船着場についても、災害時には防災船着場として活用できるよう本計画に取り込んでいく。
- ⑤ 整備区分・管理区分は、既往計画と同じとする。
- ⑥ 今後整備する防災船着場は、水上輸送基地や避難のための防災施設として、東京都地域防災計画に位置付けていく。

この基本的な考え方を基に、本計画は適正な防災船着場の配置計画、国・都・区における整備と管理の役割分担、整備計画の構成で策定する。

第2章 防災船着場配置計画

2-1 防災船着場の機能による整備内容

東京都地域防災計画（震災編）では、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行うこととしており、防災上の水上輸送ネットワーク形成に当たっては、以下の3つの機能を提供できるよう防災船着場の整備内容を決定していく必要がある。

(1) 緊急経路としての機能（被災直後に必要な機能）

被災直後には、傷病者の医療機関への輸送等、緊急時の移動経路の確保が特に必要である。

そのため、被災地、医療機関等に近接した防災船着場間の発地と着地を見据えた経路について計画し、最低限、人の乗降が可能で、医療機関に近接した箇所では、傷病者の乗降を想定した整備が必要である。

(2) 物資輸送経路としての機能（応急対策期に必要な機能）

応急対策期には、水・食料や医療物資等の緊急物資の速やかな輸送が重要となる。

そのため、備蓄倉庫や輸送拠点等に近接した防災船着場間の発地と着地を見据えた経路について計画する必要がある。

(3) 移動経路としての機能（復旧期に必要な機能）

復旧期には、職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者の帰宅支援等における交通手段の確保が重要である。

そのため、鉄道や緊急輸送道路と河川の交通結節点に防災船着場を整備し、駅としての機能を持たせるために、水上バス※程度の船が接岸できる施設を整備する必要がある。

※現在、水上バスとして運航している3隻の船舶は老朽化が進んでおり、災害対応の実効性を高めた防災船として、新たに4隻の建造を進めている。

上記の機能を確保するために、被害の大きいエリアや緊急輸送道路、鉄道駅に近接した防災船着場間の発地と着地を見据えた経路について計画する必要がある。

以上の(1)・(2)・(3)の機能について、東京都地域防災計画（震災編）にあげられている「医療救護・保健等対策」「帰宅困難者対策」「避難者対策」「物流・備蓄・輸送対策の推進」を踏まえ、防災船着場の整備に当たって求められる具体的な導入機能として、優先度を踏まえた以下の5つの輸送目的を設定する。（図1参照）

①傷病者輸送 ②医療物資輸送 ③緊急物資輸送 ④避難者輸送 ⑤帰宅困難者輸送

なお、物資輸送においては、医療物資と生活関連物資の備蓄が別々になされている現状を踏まえ、医療物資輸送と緊急物資輸送に区分して設定する。

また、傷病者輸送、医療物資輸送においては、救援・救助の医療スタッフも想定した輸送機能とする。ただし、傷病者の船舶での輸送可否は医師が判断し、輸送する場合は医師等が同船することを基本とする。

なお、震災直後に被災地区内で避難する場合、徒歩以外の避難手段が期待できない。防災船着場の利用圏域は、概ね徒歩圏内（被災状況を考慮すれば500mないしは1kmを基本に、最大でも2km程度を目安に設定）と考える。

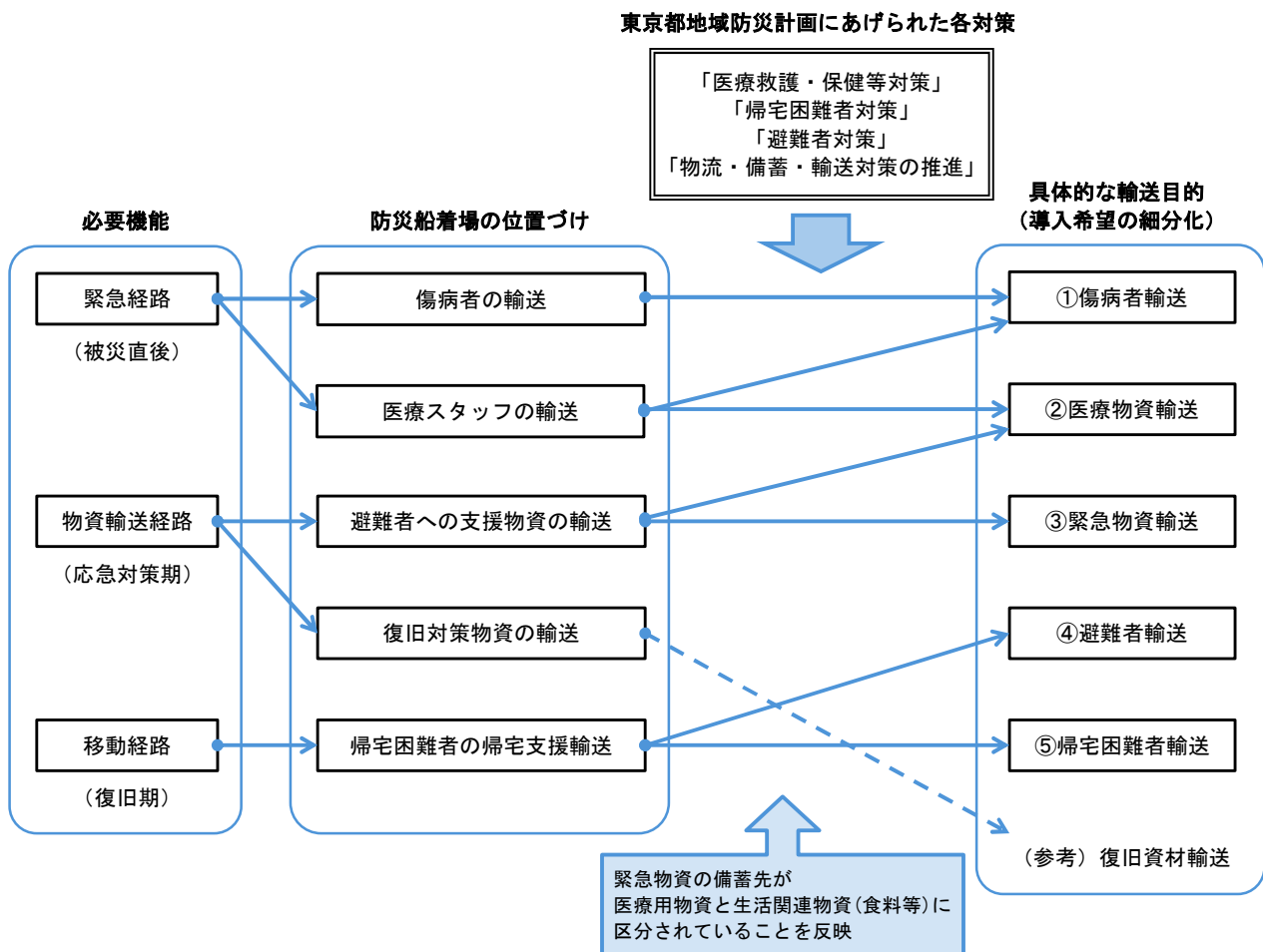


図1 段階別機能における具体的な輸送目的の設定

以下に輸送目的ごとに想定される活動内容から、利用船舶の設定と活動工程を整理する。(表1 参照)

表1 輸送目的ごとの想定される利用船舶と活動工程

機能	輸送目的	活動内容	利用船舶					発災後の経過日数							
			小型		大型			発災直後	1日目	2	3	4	5	6	7~
			屋形船	巡視船	水上バス	貨物船	艇+台船								
(1) 緊急経路としての機能 (被災直後)	① 傷病者輸送	震災による負傷者を「災害拠点病院」等に輸送するもので、道路交通が寸断されている発災直後から優先的に活動する。	○	○	○										
	② 医療物資輸送	医療物資の備蓄倉庫等から、船着場を経由して医療物資を緊急輸送するもので、発災直後から優先的に活動する。	○	○	○										
(2) 物資輸送経路としての機能 (応急対策期)	③ 緊急物資輸送	東京都の備蓄倉庫から船着場を経由して緊急物資を輸送するもので、主に発災後3日目以降からの活動を想定する。			△	○	○								
(3) 移動経路としての機能 (復旧期)	④ 避難者輸送	船着場を経由して被災地外へ移動するもので、主に発災後から2日目程度からの活動を想定する。	○	○	○										
	⑤ 帰宅困難者輸送	3日間、一時滞在施設等に待機した帰宅困難者が、船着場を経由して帰宅するもので、発災後4日目程度からの活動を想定する。	○	○	○										
	(参考) 復旧資材輸送					○	○								

○：主に利用が想定される船舶

△：状況によって利用が想定される船舶

これら 5 つの輸送目的に応じた防災船着場の配置に求められる機能を発地と着地別に整理するとともに、防災船着場の整備に求められる機能を整理する。(表 2 参照)

表 2 防災船着場に求められる機能

段 階	輸送目的	防災船着場の配置に求められる機能		防災船着場の整備に求められる機能	その他の条件
(1) 緊急経路としての機能 (被災直後)	①傷病者輸送	発	着地外の各防災船着場	坂路若しくは階段	小型船舶の航路確保
		着	医療機関（災害拠点病院）に近接		
	②医療物資輸送	発	備蓄倉庫(医療品等)等に近接	(同上)	(同上)
		着	医療機関（災害拠点病院）に近接		
(2) 物資輸送経路としての機能 (応急対策期)	③緊急物資輸送 (大量輸送の場合を想定)	発	備蓄倉庫及び広域輸送基地に近接	(車両用坂路、作業スペース)	(大型船舶の航路確保と接岸)
		着	地域内輸送拠点に近接		
(3) 移動経路としての機能 (復旧期)	④避難者輸送	発	被災地（特に被害の大きいエリア）に近接	坂路若しくは階段	小型船舶の航路確保
		着	被災地外（被害の小さいエリア含む）に近接		
	⑤帰宅困難者輸送	発	着地外の各防災船着場	(同上)	(同上)
		着	他県に連絡する被災地外の緊急輸送道路等に近接		
(参考)	復旧資材輸送 (大量輸送の場合を想定)	発	(復旧資材置き場に近接する防災船着場)	(車両用坂路、作業スペース)	(大型船舶の航路確保と接岸)
		着	(被災箇所近接する防災船着場)		

※③緊急物資及び参考として示した復旧資材の輸送については、大量輸送の場合も想定されるため、大型の船舶も設定

2-2 既設船着場等の現状と機能別配置計画

防災船着場の配置計画では、既設船着場等の状況を踏まえ、防災船着場が水上輸送ネットワークとして機能するために必要な船着場を、計画的に配置し整備していく。

(1) 既設船着場等の現状とその取り扱い

都管理河川内には 63 箇所の既設船着場があり、その内 59 箇所の船着場は、水上輸送基地及び救出救助拠点として既に東京都地域防災計画（震災編）に位置付けられている。したがって、本計画の物資輸送経路としての機能をもつ防災船着場と位置付け、本計画の水上輸送ネットワークに取り込むこととする。

また、都管理河川内の既設船着場のうち、残る 4 箇所の船着場についても、防災船着場として本計画に位置付け、場所等の条件から水上輸送ネットワークの視点で機能付けし、計画の中に取り込むこととする。

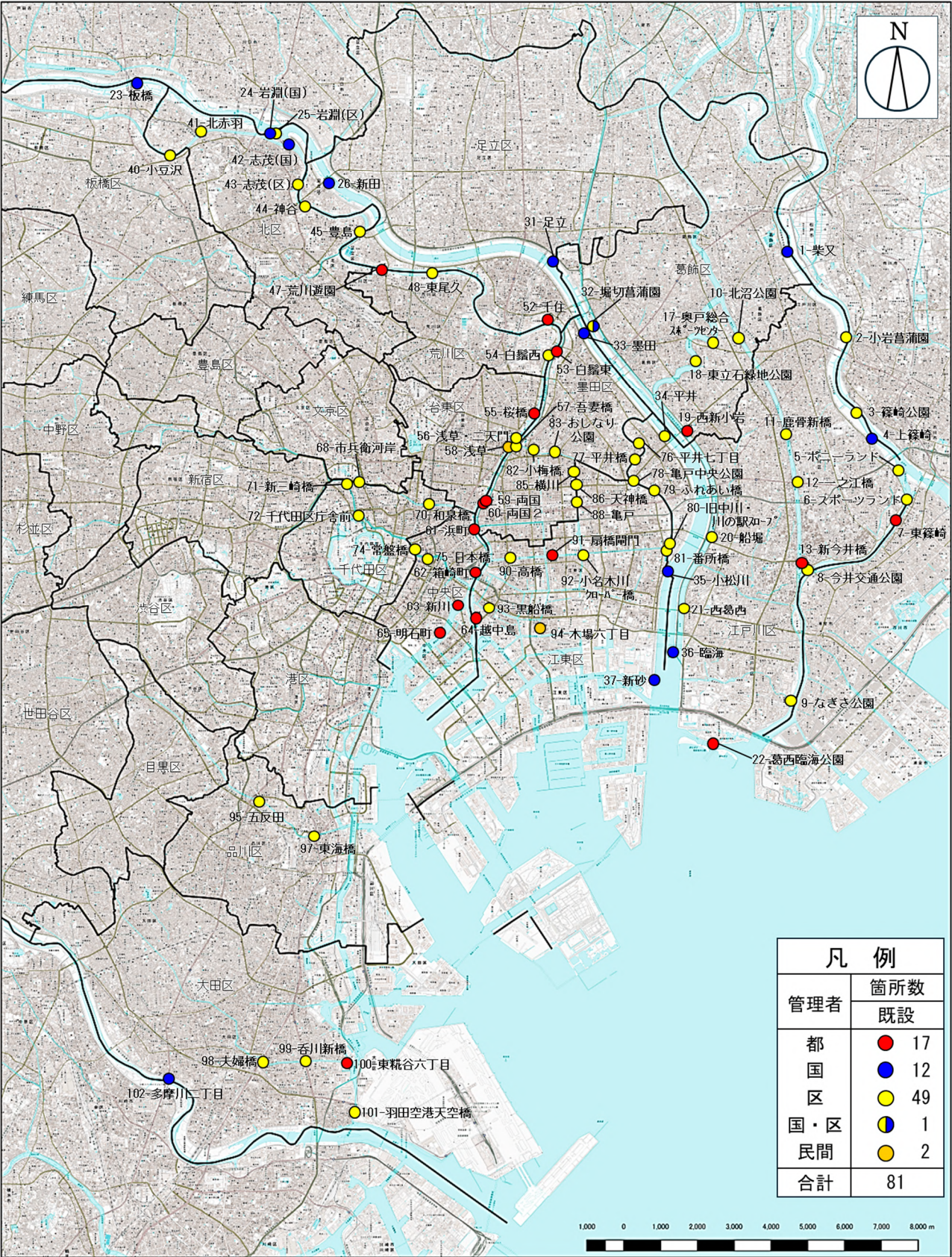
さらに、荒川、江戸川、多摩川等の直轄管理河川内にも 17 箇所の既設船着場があり、その内 16 箇所が水上輸送基地に指定されている。また、都管理の葛西海岸にも 1 箇所の既設船着場が水上バスの発着場として利用されている。これらの船着場は広い高水敷又は海浜地に近接しているため、震災時に輸送される大量の救援物資等を荷揚げできる施設とスペースを有している。本計画では、これらの船着場を水上輸送ネットワークの拠点として捉え、防災船着場の配置計画に活用する。

表 3 既設船着場の現状

		直轄管理 区間	都管理区間		計
			河川	葛西海岸	
管理者	都	—	16 (15)	1 (1)	17 (16)
	区・民間	5 (5)	46 (43)	—	51 (48)
	国・区共同	1 (1)	—	—	1 (1)
	国	11 (10)	1 (1)	—	12 (12)
計		17 (16)	63 (59)	1 (1)	81 (76)

() は、水上輸送基地及び救出救助拠点に既に位置付けられているもので、内数である。

既設防災船着場設置図(管理者別)



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図 2 既設防災船着場配置図 (管理者別)

(2) 防災船着場の機能別配置計画

防災船着場の機能分類を踏まえた配置計画を作成する。

防災船着場の利用圏域として 500m ないしは 1km を基本とし、防災船着場から 1km 圏内の施設との連携を対象に機能分類を行う。

なお、防災船着場は機能が複合し、多目的に活用されるものもあり、合計数は一致しない。

① 緊急経路としての機能を持つ防災船着場（被災直後に必要な機能）

〈傷病者輸送〉

- ・ 傷病者輸送の場合、各防災船着場から「医療機関（災害拠点病院）」への輸送が想定され、これら施設と近接した防災船着場の活用が期待される。
- ・ 医療機関（災害拠点病院）に近接した防災船着場として、21 箇所（既設 14 箇所）配置する。（図 3 参照）

② 物資輸送経路としての機能を持つ防災船着場（応急対策期に必要な機能）

〈医療物資輸送〉

- ・ 医療物資輸送の場合、物資の保管されている「備蓄倉庫（医療品等）」等から傷病者が輸送される「医療機関（主に災害拠点病院）」への輸送が想定され、これら施設と近接した防災船着場の活用が期待される。
- ・ 備蓄倉庫（医療品等）等に近接した防災船着場として、4 箇所（既設 4 箇所）配置する。（図 4 参照）

〈緊急物資輸送〉

- ・ 緊急物資輸送の場合、物資の保管されている「備蓄倉庫」や「広域輸送基地」から「地域内輸送拠点」等への輸送が想定され、これら施設と近接した防災船着場の活用が期待される。
- ・ 備蓄倉庫や広域輸送基地に近接した防災船着場として、15 箇所（既設 14 箇所）配置する（図 5 参照）。
- ・ 地域内輸送拠点等に近接した防災船着場として、20 箇所（既設 18 箇所）配置する。（図 5 参照）
- ・ なお、これらのうち、背後に車両用の坂路や作業スペースが確保され、大量輸送が可能な防災船着場として、16 箇所（既設 14 箇所）配置する。

③ 移動経路としての機能を持つ防災船着場（復旧期に必要な機能）

〈避難者輸送〉

- ・ 避難者輸送の場合、「被災地」から「被災地外」への輸送が想定され、これら施設と近接した防災船着場の活用が期待される。

〈緊急輸送道路による帰宅困難者輸送〉

- ・ 帰宅困難者輸送の場合、各防災船着場から「被災地外となる緊急輸送道路」を経由して帰宅することが想定される。そのため、「被災地外の緊急輸送道路」と隣接した防災船着場の活用が期待される。
- ・ 他県へ連絡する被災地外の緊急輸送道路に近接した防災船着場として、37 箇所（既設 29 箇所）配置する。（図 6 参照）

これらの各機能別の防災船着場配置数は以下のとおりである。

表 4 機能別防災船着場一覧表

段 階	輸送目的	防災船着場の配置に 求められる機能		既設	計画	合計
(1) 緊急経路 としての機能 (被災直後)	① 傷病者輸送	発	着地外の各防災船着場	81	21	102
		着	医療機関（災害拠点病院）に 近接	14	7	21
	② 医療物資輸送	発	備蓄倉庫(医療品等)等に近接	4	0	4
		着	医療機関（災害拠点病院）に 近接	14	6	20
(2) 物資輸送経路 としての機能 (応急対策期)	③ 緊急物資輸送 (大量輸送の 場合を想定)	発	備蓄倉庫及び広域輸送基地に 近接	14	1	15
		着	地域内輸送拠点に近接	18	2	20
(3) 移動経路 としての機能 (復旧期)	④ 避難者輸送	発	被災地（特に被害の大きいエ リア）に近接	18	9	27
		着	被災地外（被害の小さいエリ ア含む）に近接	63	12	75
	⑤ 帰宅困難者 輸送	発	着地外の各防災船着場	50	14	64
		着	他県に連絡する被災地外の緊 急輸送道路等に近接	29	8	37

既設の防災船着場に加え、今後の河川整備、利活用に向けた計画及び各自治体における諸計画等を踏まえ、新たに 21 箇所の防災船着場を計画する。

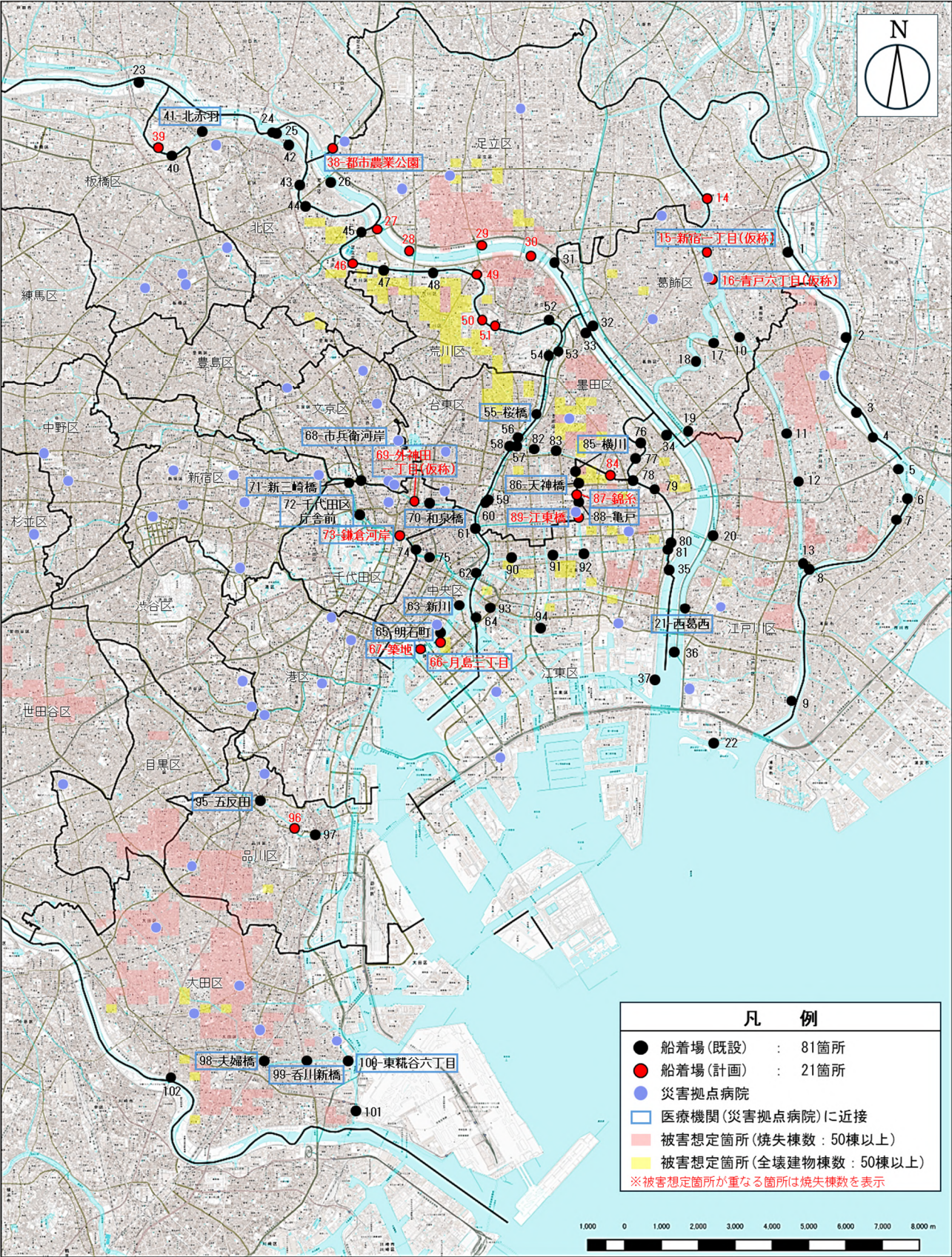
これら既設と計画とを合わせ、防災船着場の機能を確保し水上輸送ネットワークを形成するものとする。

なお、新規の防災船着場の整備に向けては、「第 3 章 整備と管理の役割分担」で述べる。

表 5 新規防災船着場の計画

		直轄管理区間	都管理区間	計
設置者	都	—	1	1
	区・民間	5	13	18
	国・区共同	2	—	2
	国	0	—	0
計		7	14	21

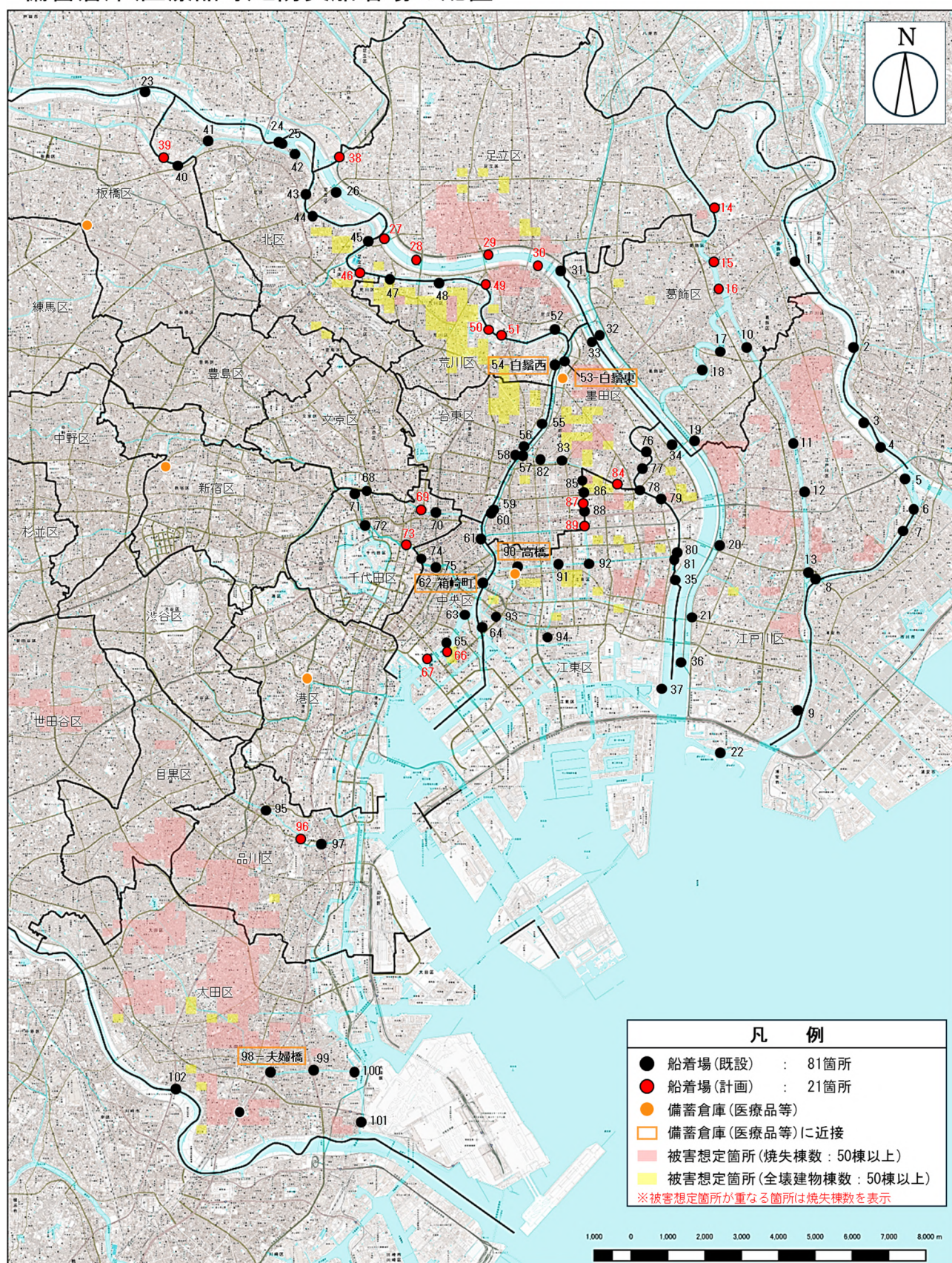
医療機関(災害拠点病院)と防災船着場の配置



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図3 医療機関(災害拠点病院)と防災船着場の配置(傷病者輸送における活用)

備蓄倉庫(医療品等)と防災船着場の配置

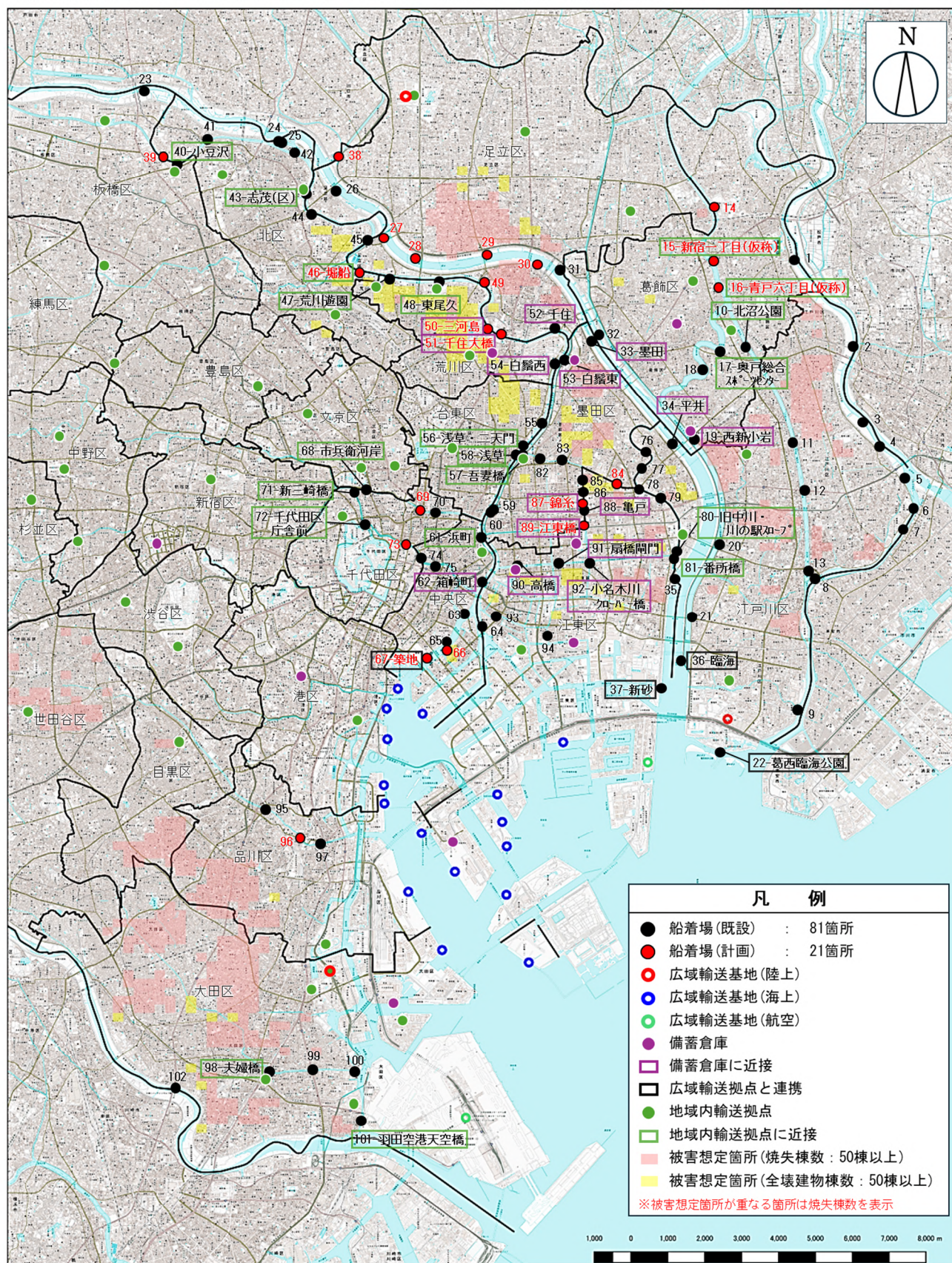


「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」

数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図4 備蓄倉庫(医療品等)と防災船着場の配置(医療物資輸送における活用)

備蓄倉庫及び広域輸送基地、地域内輸送拠点と防災船着場の配置

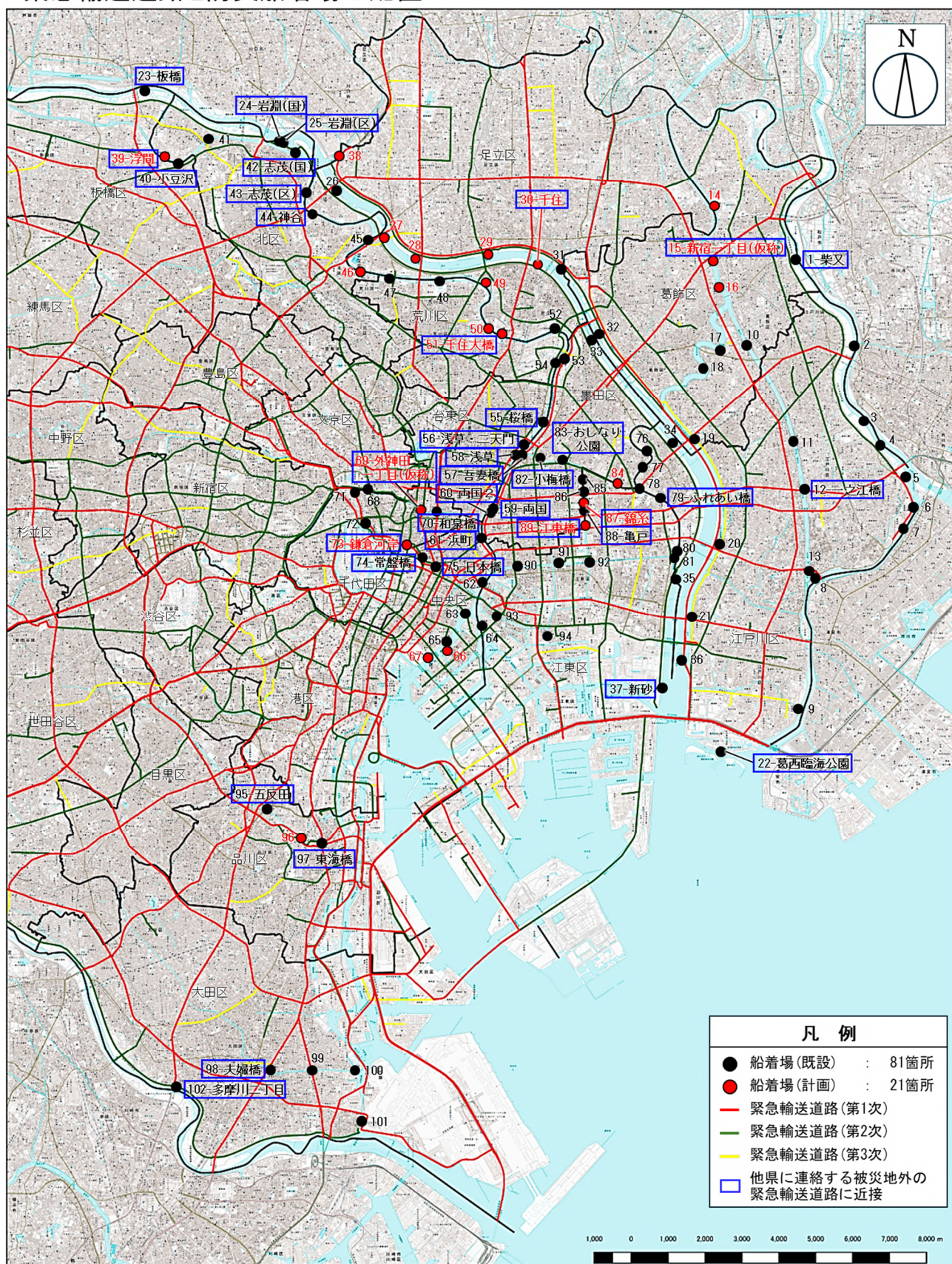


「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」

数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図5 備蓄倉庫及び広域輸送基地、地域内輸送拠点と防災船着場の配置〈緊急物資輸送における活用〉

緊急輸送道路と防災船着場の配置



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」

数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報), 電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図 6 緊急輸送道路と防災船着場の配置

表 6 防災船着場設置状況 既設 (1/4)

管 理 者	河 川	整 備	No	船着場名称	河川名	所在区	設 置 者	管 理 者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の 有無	背後地 スペース の有無
											災害拠点 病院	備蓄倉庫 (医療品等)	備蓄倉庫	緊急 輸送道路	避難場所		
都 管 理 区 間	都 整 備	7	東篠崎	旧江戸川	江戸川	都	都	H 16	江戸川区東篠崎2						500m以内	○	○
		13	新今井橋	新中川	江戸川	都	都	H 10	江戸川区江戸川4						500m以内	○	○
		19	西新小岩	中川	葛飾	都	都	H 17	葛飾区西新小岩1-1				500m以内		100m以内	×	×
		22	葛西臨海公園	葛西海岸	江戸川	都	都	H 4	江戸川区臨海町6					1km以内	100m以内	△	○
		41	北赤羽	新河岸川	北	都	区	H 15	北区浮間1	1km以内					500m以内	×	○
		47	荒川遊園	隅田川	荒川	都	都	H 2	荒川区西尾久6						1km以内	○	○
		52	千住	隅田川	足立	都	都	H 3	足立区千住曙町				1km以内		100m以内	○	○
		53	白鬚東	隅田川	墨田	都	都	H 31	墨田区堤通2			1km以内	500m以内		100m以内	△	○
		55	桜橋	隅田川	台東	都	都	H 2	台東区今戸1	1km以内				500m以内	100m以内	△	△
		59	両国	隅田川	墨田	都	都	H 2	墨田区横網					500m以内	100m以内	△	△
		60	両国2	隅田川	墨田	都	都	H 30	墨田区横網					500m以内	100m以内	△	△
		61	浜町	隅田川	中央	都	都	H 3	中央区日本橋浜町1					500m以内	1km以内	△	△
		62	箱崎町	隅田川	中央	都	都	H 14	中央区日本橋箱崎町			1km以内	1km以内		500m以内	○	○
		63	新川	隅田川	中央	都	都	H 元	中央区新川2	1km以内					100m以内	△	△
		64	越中島	隅田川	江東	都	都	H 4	江東区越中島1	1km以内					100m以内	○	○
		65	明石町	隅田川	中央	都	都	H 12	中央区明石町	500m以内					100m以内	○	○
		68	市兵衛河岸	神田川	文京	都	区	H 13	文京区後楽1	1km以内					100m以内	×	×
		70	和泉橋	神田川	千代田	都	区	H 16	千代田区神田佐久間町	500m以内				500m以内	地区内 残留地区	×	×
		74	常盤橋	日本橋川	中央	都	区	H 11	中央区日本橋本石町2					500m以内	地区内 残留地区	×	×
		76	平井七丁目	旧中川	江戸川	都	区	H 20	江戸川区平井7-2						500m以内	○	△

坂路の有無 ○：車両通行可（有効幅員 W=3.0m）、△：人坂路、×坂路なし（階段のみ）

背後地スペースの有無 ○：物資等搬出入の円滑な活動が可能、△：活動が可能、×：活動が制限

表 6 防災船着場設置状況 既設 (2/4)

管理 河川 者	整備	No	船着場名称	河川名	所在区	設置 者	管理 者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の 有無	背後地 スペース の有無
										災害拠点 病院	備蓄倉庫 (医療品等)	備蓄倉庫	緊急 輸送道路	避難場所		
都 管 理 区 間	都 整 備	79	ふれあい橋	旧中川	江戸川	都	区	H 11	江戸川区平井3-1				500m以内	500m以内	○	○
		91	扇橋閘門	小名木川	江東	都	都	S 51	江東区猿江1			1km以内		1km以内	○	○
		97	東海橋	目黒川	品川	都	区	H 13	品川区北品川3-11				500m以内	1km以内	○	○
		98	夫婦橋	呑川	大田	都	区	H 14	大田区南蒲田1-4	1km以内			500m以内	1km以内	○	△
		100	東糀谷六丁目	呑川	大田	都	都	—	大田区東糀谷6-1	1km以内				1km以内	×	×
	国	42	志茂(国)	新河岸川	北	国	国	H 25	北区志茂5				500m以内	500m以内	○	○
	区 整 備	6	スポーツランド	旧江戸川	江戸川	区	区	H 元	江戸川区東篠崎1					100m以内	△	○
		8	今井交通公園	旧江戸川	江戸川	区	区	H 元	江戸川区江戸川4					500m以内	×	△
		9	なぎさ公園	旧江戸川	江戸川	区	区	H 元	江戸川区南葛西7					1km以内	×	○
		10	北沼公園	新中川	葛飾	区	区	H 27	葛飾区奥戸8-17					500m以内	○	○
		11	鹿骨新橋	新中川	江戸川	区	区	H 27	江戸川区松本2					1km以内	○	○
		12	一之江橋	新中川	江戸川	区	区	H 14	江戸川区新堀1				500m以内		○	○
		17	奥戸総合スポーツセンター	中川	葛飾	区	区	R 1	葛飾区奥戸7-17					100m以内	○	○
		18	東立石緑地公園	中川	葛飾	区	区	H 20	葛飾区東立石4-4					1km以内	○	○
		20	船堀	中川	江戸川	区	区	H 18	江戸川区船堀1					100m以内	×	×
		21	西葛西	中川	江戸川	区	区	H 18	江戸川区西葛西2	1km以内				500m以内	×	×
		40	小豆沢	新河岸川	板橋	区	区	H 3	板橋区小豆沢4				500m以内	1km以内	○	○
		43	志茂(区)	隅田川	北	区	区	R 1	北区神谷3				500m以内	500m以内	○	○
		44	神谷	隅田川	北	区	区	H 2	北区神谷1				500m以内	500m以内	△	○
		45	豊島	隅田川	北	区	区	H 21	北区豊島5					100m以内	△	○
		48	東尾久	隅田川	荒川	区	区	H 4	荒川区東尾久7					100m以内	△	○

表 6 防災船着場設置状況 既設 (3/4)

管 理 者	河 川	整 備	No	船着場名称	河川名	所在区	設置 者	管 理 者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の 有無	背後地 スペース の有無
											災害拠点 病院	備蓄倉庫 (医療品等)	備蓄倉庫	緊急 輸送道路	避難場所		
都 管 理 区 間	区 整 備	54	白鬚西	隅田川	荒川	区	区	H 12	荒川区南千住8		1km以内	1km以内			100m以内	○	○
		56	浅草・二天門	隅田川	台東	区	区	H 23	台東区花川戸2-1					500m以内	100m以内	△	○
		57	吾妻橋	隅田川	墨田	区	区	S 63	墨田区吾妻橋1					500m以内	100m以内	△	○
		71	新三崎橋	日本橋川	千代田	区	区	H 14	千代田区飯田橋3	1km以内					地区内 残留地区	×	×
		72	千代田区庁舎前	日本橋川	千代田	区	区	H 18	千代田区九段南1	1km以内					地区内 残留地区	×	×
		75	日本橋	日本橋川	中央	区	区	H 22	中央区日本橋1-9					500m以内	地区内 残留地区	×	×
		77	平井橋	旧中川	墨田	区	区	H 22	墨田区立花3						500m以内	△	△
		78	亀戸中央公園	旧中川	江東	区	区	H 20	江東区亀戸8						100m以内	○	○
		80	旧中川・川の駅スロープ	旧中川	江東	区	区	H 24	江東区大島9						100m以内	○	○
		81	番所橋	旧中川	江東	区	区	S 60	江東区東砂2						100m以内	△	△
		82	小梅橋	北十間川	墨田	区	区	R 2	墨田区向島1					500m以内	500m以内	△	△
		83	おしなり公園	北十間川	墨田	区	区	H 24	墨田区押上1					500m以内	1km以内	△	×
		85	横川	横十間川	墨田	区	区	R 6	墨田区横川5	1km以内					500m以内	△	○
		86	天神橋	横十間川	江東	区	区	S 60	江東区亀戸3	1km以内					100m以内	×	×
		88	亀戸	横十間川	江東	区	区	S 59	江東区亀戸2	500m以内		1km以内	500m以内	500m以内	500m以内	△	△
		90	高橋	小名木川	江東	区	区	S 61	江東区高橋		500m以内	500m以内			500m以内	△	×
		92	小名木川コーパー橋	小名木川	江東	区	区	S 60	江東区北砂1			1km以内			500m以内	×	×
		93	黒船橋	大横川	江東	区	区	S 60	江東区門前仲町1						500m以内	△	×
		95	五反田	目黒川	品川	区	区	H 30	品川区西五反田1-10	1km以内				500m以内	1km以内	△	△
		99	呑川新橋	呑川	大田	区	区	R 5	大田区大森南1-24-6	1km以内					1km以内	△	×
		101	羽田空港天空橋	海老取川	大田	区	区	H 24	大田区羽田空港1-1-2						100m以内	△	×

表 6 防災船着場設置状況 既設 (4/4)

管理 河川 者	整備	No	船着場名称	河川名	所在区	設置 者	管理 者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の 有無	背後地 スペース の有無
										災害拠点 病院	備蓄倉庫 (医療品等)	備蓄倉庫	緊急 輸送道路	避難場所		
都 管 理 者	民 間 整 備	58	浅草	隅田川	台東	民	民	—	台東区花川戸1-1				500m以内	500m以内	△	○
		94	木場六丁目	大横川 南支川	江東	民	民	—	江東区木場6			1km以内		地区内 残留地区	×	×
直 轄 管 理 区 間	国 整 備	1	柴又	江戸川	葛飾	国	国	H 12	葛飾区柴又7-19				500m以内	100m以内	○	○
		4	上篠崎	江戸川	江戸川	国	国	H 8	江戸川区上篠崎2					100m以内	○	○
		23	板橋	荒川	板橋	国	国	H 17	板橋区舟渡2				500m以内	100m以内	○	○
		24	岩淵(国)	荒川	北	国	国	H 11	北区志茂5				500m以内	100m以内	○	○
		26	新田	荒川	足立	国	国	H 11	足立区新田3					500m以内	○	○
		31	足立	荒川	足立	国	国	H 18	足立区足立2					100m以内	○	○
		32	堀切菖蒲園	荒川	葛飾	国・ 区	国・ 区	H 12	葛飾区堀切1-12					100m以内	○	○
		33	墨田	荒川	墨田	国	国	H 29	墨田区墨田5			1km以内		100m以内	○	○
		35	小松川	荒川	江戸川	国	国	H 11	江戸川区小松川1					100m以内	○	○
		36	臨海	荒川	江戸川	国	国	H 29	江戸川区清新町1					100m以内	○	○
		37	新砂	荒川	江東	国	国	H 13	江東区新砂3				500m以内	500m以内	○	○
		102	多摩川二丁目	多摩川	大田	国	国	H 10	大田区多摩川2-16				500m以内	100m以内	○	○
	区 整 備	2	小岩菖蒲園	江戸川	江戸川	区	区	H 3	江戸川区北小岩4					100m以内	○	○
		3	篠崎公園	江戸川	江戸川	区	区	H 3	江戸川区上篠崎1					100m以内	○	○
		5	ポニーランド	江戸川	江戸川	区	区	H 3	江戸川区篠崎町3				500m以内	100m以内	○	○
		25	岩淵(区)	荒川	北	区	区	H 11	北区志茂5				500m以内	100m以内	○	○
		34	平井	荒川	江戸川	区	区	H 9	江戸川区平井6			1km以内		100m以内	○	○

表 6 防災船着場設置状況 計画 (1/2)

管理者	河川	整備	No	船着場名称	河川名	所在区	設置者	管理者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の有無	背後地スペースの有無
											災害拠点病院	備蓄倉庫(医療品等)	備蓄倉庫	緊急輸送道路	避難場所		
都管理区間	都整備	都整備	67	築地	隅田川	中央	都	都		中央区築地5	1km以内				500m以内	○	○
			38	都市農業公園	新芝川	足立	区	区		足立区鹿浜2	500m以内				100m以内	×	○
			39	浮間	新河岸川	北	区	区		北区浮間5				500m以内	1km以内	×	×
			46	堀船	隅田川	北	区	区		北区堀船4					1km以内	△	×
			49	千住桜木	隅田川	足立	区	区		足立区千住桜木1					500m以内	○	○
		区整備	50	三河島	隅田川	荒川	区	区		荒川区荒川8			1km以内		100m以内	△	×
			51	千住大橋	隅田川	足立	区	区		足立区千住緑町1			1km以内	500m以内	500m以内	○	○
			66	月島三丁目	隅田川	中央	区	区		中央区月島3	1km以内				500m以内	△	×
			84	立花	北十間川	墨田	区	区		墨田区立花1					100m以内	△	○
			87	錦糸	横十間川	墨田	区	区		墨田区錦糸4	1km以内		1km以内	500m以内	100m以内	○	△
			89	江東橋	横十間川	墨田	区	区		墨田区江東橋4	500m以内		1km以内	500m以内	500m以内	○	△

坂路の有無 ○：車両通行可（有効幅員 W=3.0m）、△：人坂路、×坂路なし（階段のみ）

背後地スペースの有無 ○：物資等搬出入の円滑な活動が可能、△：活動が可能、×：活動が制限

表 6 防災船着場設置状況 計画 (2/2)

管理 者	河 川	整備	No	船着場名称	河川名	所在区	設置 者	管理 者	整備年度	住所	各施設までの距離					坂路の 有無	背後地 スペース の有無
											災害拠点 病院	備蓄倉庫 (医療品等)	備蓄倉庫	緊急 輸送道路	避難場所		
都 管 理 区 間	民 間 整備	69	外神田一丁目(仮称)	神田川	千代田	民	区			千代田区外神田1	1km以内				地区内 残留地区	×	○
		73	鎌倉河岸	日本橋川	千代田	民	区			千代田区内神田1	1km以内			500m以内	地区内 残留地区	×	○
		96	大崎(仮称)	目黒川	品川	民	区			品川区大崎1					1km以内	×	×
直 轄 管 理 区 間	国 整備	28	扇	荒川	足立	国・ 区	国・ 区			足立区扇2					100m以内	○	○
		30	千住	荒川	足立	国・ 区	国・ 区			足立区千住5				500m以内	100m以内	○	○
	区 整備	14	新宿六丁目(仮称)	中川	葛飾	区	区			葛飾区新宿6					500m以内	×	×
		15	新宿一丁目(仮称)	中川	葛飾	区	区			葛飾区新宿1	1km以内			500m以内	1km以内	×	×
		16	青戸六丁目(仮称)	中川	葛飾	区	区			葛飾区青戸6-40	500m以内				1km以内	×	×
		27	宮城2丁目公園	荒川	足立	区	区			足立区宮城2					500m以内	○	○
		29	西新井橋	荒川	足立	区	区			足立区梅田4					100m以内	○	○

2-3 河川別・関係区別配置計画

防災船着場は合計 102 箇所（既設 81 箇所・計画 21 箇所）配置する。

この配置により、沿川地域は防災船着場から概ね徒歩圏内（被災状況を考慮すれば 500m を基本に、最大でも 2 km 程度を目安に設定）で網羅されることになる。（図 7 参照）

また、防災船着場を河川別、あるいは関係区別に集計すると以下のとおり配置される。

表 7 河川別防災船着場配置一覧

水系名	管理区間	河川名	既設	計画	合計
荒川	直轄	荒川	11	4	15
	都	隅田川	19	6	25
		新河岸川	3	1	4
		江東内部	16	3	19
		神田川	2	1	3
		日本橋川	4	1	5
		新芝川	0	1	1
利根川	直轄	江戸川	5	0	5
		中川	0	3	3
	都	旧江戸川	4	0	4
		中川	5	0	5
		新中川	4	0	4
多摩川	直轄	多摩川	1	0	1
	都	海老取川	1	0	1
独立	都	目黒川	2	1	3
		呑川	3	0	3
海岸	都	葛西	1	0	1
計	直轄		17	7	24
	都		64	14	78
合計			81	21	102

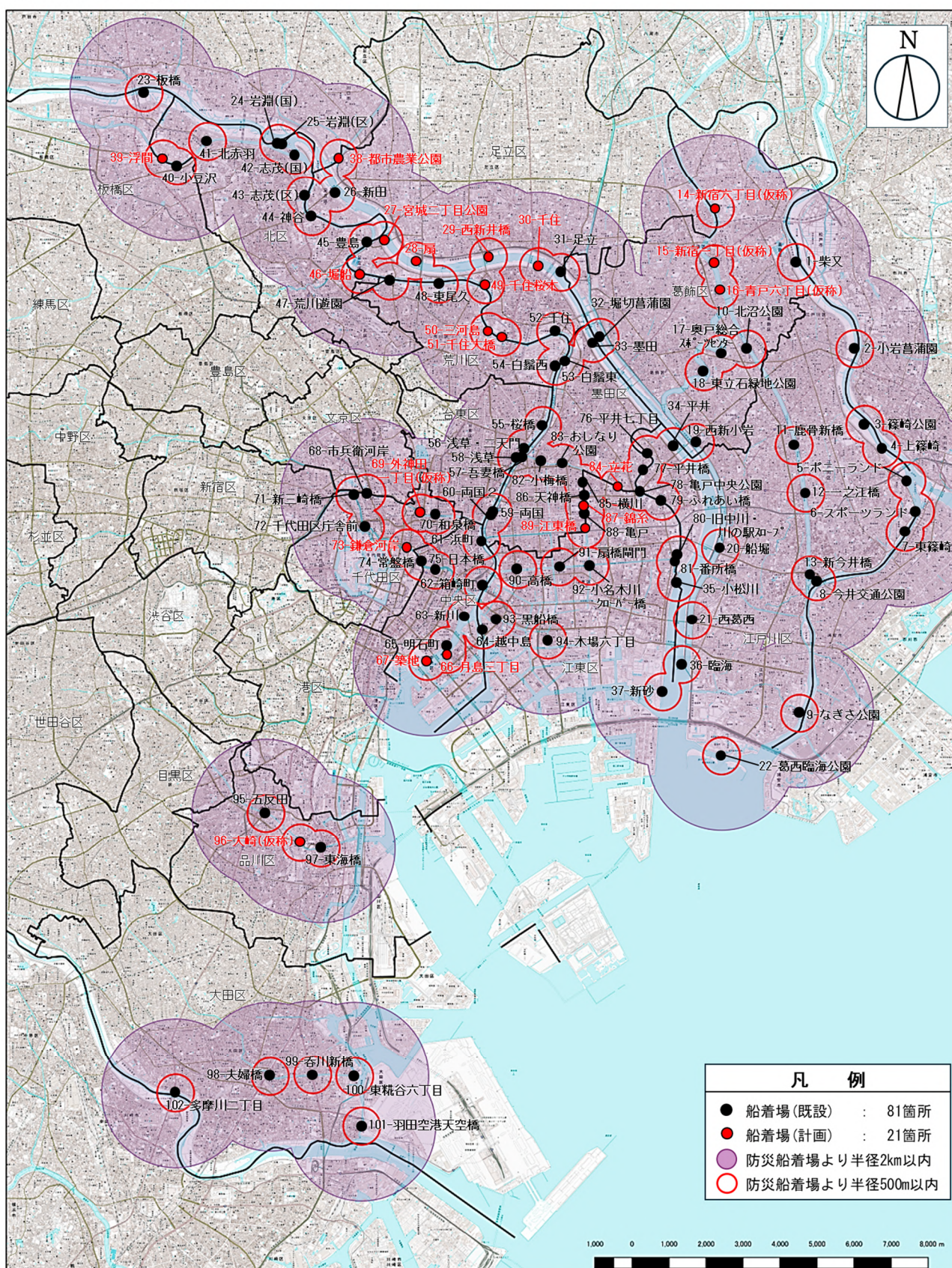
※**ゴシック数字**は、都管理河川の計画防災船着場

表 8 関係区別防災船着場配置一覧

区	既設	計画	合計
千代田	3	2	5
中央	6	2	8
文京	1	0	1
台東	3	0	3
墨田	9 (1)	3	12 (1)
江東	12 (1)	0	12 (1)
品川	2	1	3
大田	5 (1)	0	5 (1)
北	7 (2)	2	9 (2)
荒川	3	1	4
板橋	2 (1)	0	2 (1)
足立	3 (2)	7 (4)	10 (6)
葛飾	6 (2)	3 (3)	9 (5)
江戸川	19 (7)	0	19 (7)
計	81 (17)	21 (7)	102 (24)

※ () は、直轄管理区間の防災船着場で内数である。

防災船着場利用圏域



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
 数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図 7 防災船着場利用圏域

第3章 整備と管理の役割分担

3-1 都・区の整備区分と管理区分

防災船着場は防災上の水上輸送ネットワークとして拠点を整備するものであるため、都道府県及び区市町村の防災上の責務としての観点から整備していくものである。そのため、整備と管理については、他の防災施設（東京都地域防災計画（震災編）に位置付けられている施設）と同様に、都及び区でその防災上の責務に基づき役割分担することとする。

なお、直轄管理区間においては、整備及び管理は国土交通省の計画による。

3-2 防災船着場等の整備区分

(1) 整備区分の基本的な考え方

- ① 広域的な機能を主な目的とする防災船着場の整備は、都が行う。
- ② 概ね当該地域内（区内）の住民の利用が主な目的とするか、区の計画に基づき整備される防災船着場の整備は、当該区が行う。
- ③ 災害時活用のための防災船着場附帯施設（照明、サイン、坂路、遠隔監視施設、船舶用防災船着場表示等（5-3 参照））は、防災船着場の新設時に設置者が併せて設置することを原則とする。ただし、既設の防災船着場に追加して整備する場合は、関係機関と連携の上、各防災船着場の管理者が行う。なお、区管理防災船着場等においては、災害時の活用等を踏まえて、施設整備の検討を行う。
- ④ 河川整備に合わせ護岸形状の変更を伴う防災船着場の整備では、護岸の整備は都が行う。

(2) 都が整備する防災船着場

防災船着場間の水上輸送ネットワークを考慮する上で、広域的な機能を有し、拠点として都が整備する防災船着場は以下のとおりとする。

表9 東京都が整備する防災船着場

防災船着場名	主な機能・整備内容
築地	災害時において、河川区域と港湾区域を結ぶ乗り換え、積替え等の物資輸送や移動経路ネットワークの拠点としての機能をもつ防災船着場を整備する。

3-3 防災船着場等の管理区分

(1) 河川管理施設としての防災船着場等

本計画の整備区分に基づき整備した防災船着場等に関しては、都・区それぞれが管理を行う。ただし、区が機能管理する河川における防災船着場等に関しては、原則として当該区が管理を行う。また、従前より区の構想等があり、本計画に位置付けたものは、都知事管理河川に存する防災船着場であっても、構想に基づき当該区の管理とする。

(2) 占用工作物の防災船着場

占用工作物の船着場を防災船着場と位置付ける場合は、当該工作物の管理者が防災船着場として非常時にその機能を発揮できるようにその管理をし、許可条件等に必要な条件を附加する。

第4章 防災船着場整備計画

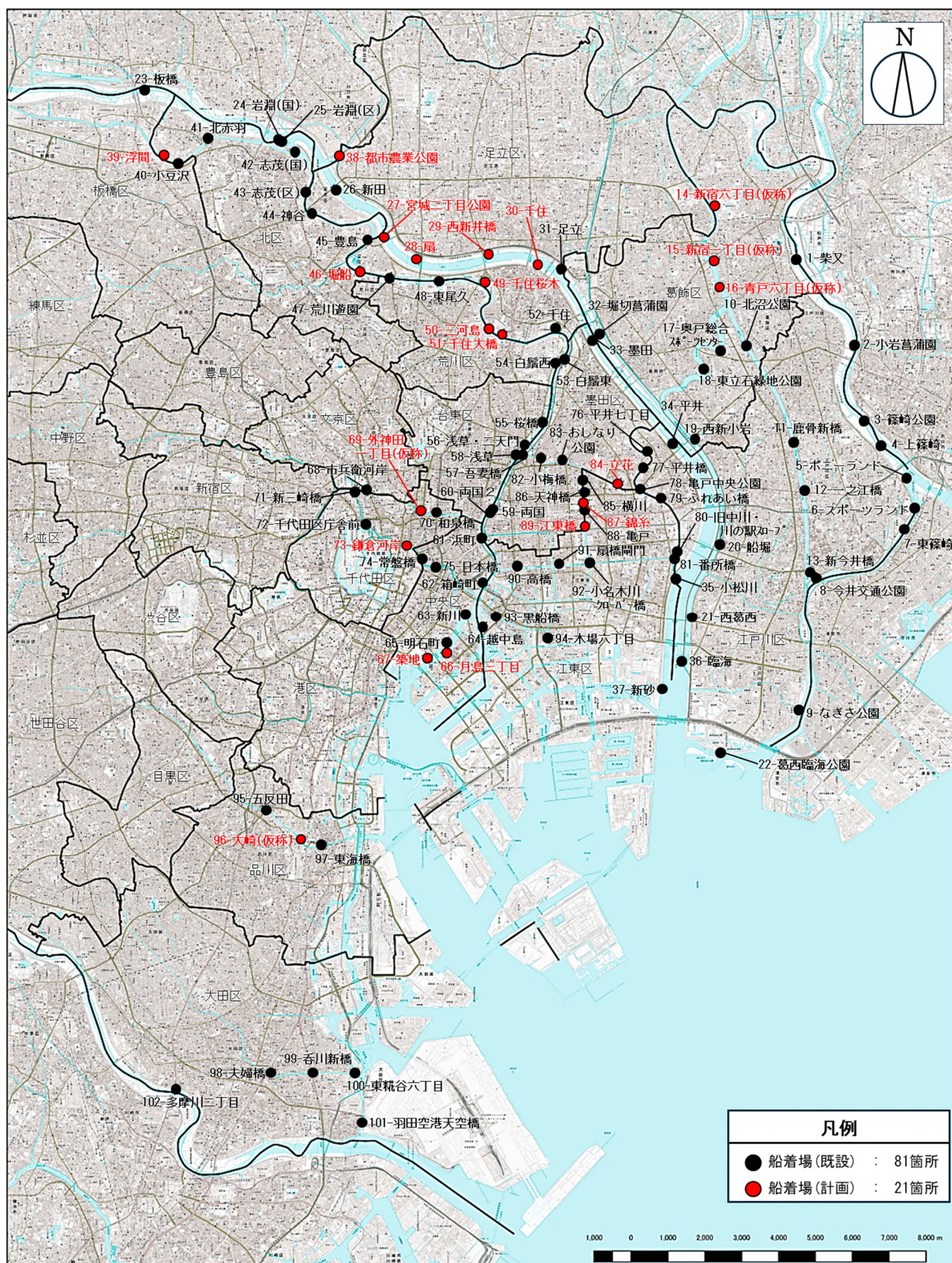
4-1 整備計画（都知事管理河川における防災船着場）

第2章の配置計画と第3章の整備区分に基づき、都知事管理河川において新たに整備する防災船着場は14箇所となる。そのうち都設置・都管理は1箇所、区設置・区管理は10箇所、民間設置・区管理は3箇所である。

表10 新規に整備する防災船着場

防災船着場名称	河川名	所在地	設置者	管理者
築地	隅田川	中央区	都	都
都市農業公園	新芝川	足立区	区	区
浮間	新河岸川	北区	区	区
堀船	隅田川	北区	区	区
千住桜木	隅田川	足立区	区	区
三河島	隅田川	荒川区	区	区
千住大橋	隅田川	足立区	区	区
月島三丁目	隅田川	中央区	区	区
外神田一丁目（仮称）	神田川	千代田区	民	区
鎌倉河岸	日本橋川	千代田区	民	区
立花	北十間川	墨田区	区	区
錦糸	横十間川	墨田区	区	区
江東橋	横十間川	墨田区	区	区
大崎（仮称）	目黒川	品川区	民	区
計14箇所				

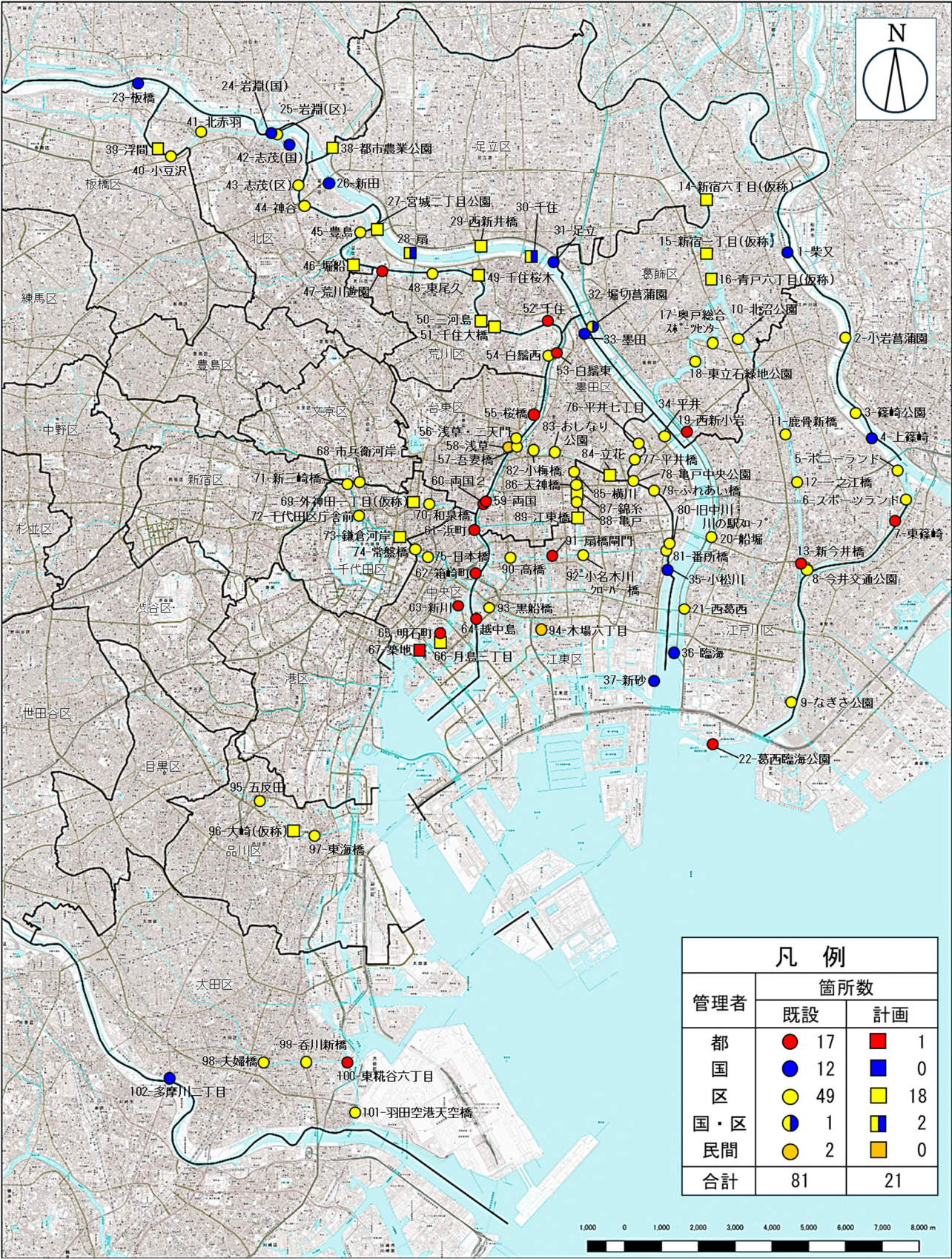
防災船着場設置図(整備状況別)



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
 数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図8 防災船着場配置図(整備状況別)

防災船着場整備計画配置図【管理者別】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

図 9 防災船着場配置図(管理者別)

4-2 東京都地域防災計画への位置付け

これまでに、防災船着場の整備後、東京都地域防災計画の修正時に合わせて、広域輸送基地を補完する拠点として地域防災計画の水上輸送基地に位置付けられている。令和5年度修正時点では、東京湾や国土交通省等の防災船着場も合わせ、115箇所が水上輸送基地等として位置付けられている。

本計画はこれらの水上輸送基地として既に位置付けられている防災船着場と合わせて、河川の水上輸送ネットワークの形成を図るものであるため、本整備計画で新たに整備する防災船着場についても、引き続き東京都地域防災計画において位置付けていくものとする。

第5章 防災船着場の維持管理等

5-1 基本的な考え方

防災船着場は、災害発生時に機能することが求められる施設である。したがって、防災上の観点から良好な状態を保持する必要がある、維持管理上の目標は常時利用可能な状況に保つことである。そのため、定期点検等により状態を監視することで、適切な維持管理を実施していく。

また、防災船着場に船舶が着岸できるよう水深が確保されているとともに、防災船着場へ至る河川等においても船舶が安全に航行できることが必要である。そのため、防災船着場周辺及び船舶が航行できる河川等についても、適切なしゅんせつを行う。

5-2 防災船着場等の維持管理

災害時に機能するよう平常時において定期的に調査・点検を行い、不具合があれば維持補修を行うことが必要となる。

施設の維持管理は一般的にPDCAサイクルであり、防災船着場についてもPDCAサイクルの維持管理を実施していく。

具体的には、目視点検や健全度調査を実施し判定した後、維持管理の具体的な計画（plan）を立て、維持補修を実行（do）し、その後の不具合がないかを評価・監視（check）し、不具合があればさらに改修（act）等を行う。改修があればさらに次回以降の調査点検項目を修正していく。

維持管理を行う際に基礎情報となる図面等を取りまとめた施設台帳が不可欠である。施設台帳は、整備者がこれを作成し、管理者に施設とともに引き継ぐ。管理者は調査履歴、補修履歴等を台帳に記載し、施設そのものと対にして維持管理していく。履歴と最新の情報が台帳に記載されていることで、今後の維持補修の計画が策定でき、それが的確な維持管理につながっていく。施設の維持管理は防災船着場の管理者が実施する。

5-3 防災船着場附帯施設

(1) 照明施設

災害時は夜間の活動も想定される。そのため、夜間の活動が可能なように防災船着場の照度を確保する必要があることから照明施設を設置していくものとする。

照明施設を設置しない防災船着場においても、背後地の施設の照明と連携すること等により、少なくとも防災船着場の位置が水上から確認できる程度の照度を確保していくものとする。

さらに災害時には商用電源が使えない事態も想定し、投光器を用いて照度を確保する等、防災船着場の夜間活動を想定した運用を計画しておくことが望ましい。その際には投光器や非常用電源の搬入路の確保も合わせて検討する。

特に、病院や備蓄倉庫と近接し、災害時の水上輸送ネットワークにおける主要な発着場所としての活用が期待される防災船着場においては、人の輸送や物資の荷役に必要な照度を確保するため、照明施設の設置について、積極的に検討を行うものとする。

(参考) 防災船着場の照度は、東京都安全安心まちづくり条例（平成 15 年東京都条例第 114 号）第 17 条の道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針に定められた配慮すべき事項を参考とし、防災船着場の乗降場における照度は、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね 50 ルクス以上、アクセス通路においては、平均水平面照度が概ね 3 ルクス以上の確保を検討。

(2) サイン等案内施設

災害時に防災船着場を活用した円滑な移動や避難等を実現するためには、近隣住民や観光客等に、近くの防災船着場の位置を認識してもらうことが必要である。

そのため、防災船着場へのアクセス通路や背後地の公園や広場等、さらには防災船着場に近接する道路の交差点付近や鉄道駅、公共施設付近に防災船着場の位置情報を掲示し、誘導・周知を図ることが望ましい。

このため、防災船着場の誘導サインの設置に取り組んでいく。

特に、病院や備蓄倉庫と近接し、災害時の水上輸送ネットワークにおける主要な発着場所としての活用が期待される防災船着場においては、サインの設置について、積極的に検討を行うものとする。なお、他の公共サインと同様に、観光地に隣接した場所においては、多言語への対応も考慮する。

(3) 坂路等アクセス機能を確保する施設

病院や備蓄倉庫等と隣接した防災船着場は、傷病者輸送や物資輸送のために担架、荷役施設（小型クレーン等）、車両、投光器等の移動が想定される。

そのため、防災船着場と背後地をアクセスする必要な幅員を有した坂路等を、防災船着場の機能に応じて整備していくものとする。

また、防災船着場の近傍において坂路等の整備が困難な場合は、テラス内の移動や管理用通路の移動も考慮し、背後地とアクセスできる経路を確保するものとする。

(4) 遠隔監視施設

東京都地域防災計画（震災編）では、都所管の防災船着場における発災時の運用について、都災害対策本部は区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知することとしている。また、都建設局は運用支援主体として損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐとしている。

そのため、発災後等の防災船着場の状態を速やかに把握等ができるよう、カメラ等遠隔監視施設の整備を行っていくものとする。

(5) 船舶用防災船着場表示施設

災害時に水上輸送ネットワークを活用した円滑な輸送を実現するためには、船舶が防災船着場の位置を正確かつ速やかに認識し、誘導・周知を行うことが必要である。

そのため、防災船着場本体や周辺施設に防災船着場名称などの情報を示した船舶用防災船着場表示施設を設置していくものとする。

5-4 耐震性能の確保

防災船着場は、大地震の発災時においてもその機能を確保することが不可欠である。

そのため、防災船着場も堤防と同様に将来にわたって考えられる最大級の地震に対して必要な耐震性能を確保していくこととする。

現在、都管理河川の東部低地帯の堤防において耐震対策を実施中であり、堤防及び護岸（岸壁部）の耐震性が確保されることから、防災船着場の基盤については大きな変状がなく、岸壁式の場合は道路と同様に応急復旧程度で機能確保が可能と考えられる。ただし、浮棧橋式の場合は、係留杭及び係留杭と浮棧橋の接続部が変状した場合には防災船着場の機能が発揮できなくなるため、この変状を照査する必要がある。

この照査方法については、現行の河川や港湾の照査方法の中で確立された手法は定まっていないが、ここでは地盤の液状化の影響を考慮できる静的解析法を用いて確認を行うこととし、以下に検討項目案及び検討フローを示す。

〈耐震性能照査の検討項目（案）〉

- (1) 設計条件、地盤条件を確認し、液状化層（地下水位以下の2m程度以上の層厚の砂質土層）が存在するか判定する（地盤全体の液状化の判定）。
- (2) 地盤の液状化の影響があると判定した場合は、静的解析を実施し、係留杭の変形量と応力度の照査を行う。その際は、護岸構造物や既設地盤改良等を適切に評価する。
- (3) 接続部ボルトのせん断照査を行う。
- (4) 係留杭の変形量と応力度が許容値を超える場合は、対策工の検討を行う。
- (5) 接続部ボルトのせん断応力度が許容値を超える場合は、対策工の検討を行う。

〈限界状態の設定〉

- ① 係留杭の残留変形量：残留水平変位 30cm、残留傾斜角 3°
「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（H30.5）における係留施設を参考に設定
- ② 鋼管に生じる応力度：許容応力度以内
「河川構造物の耐震性能照査指針」（H24.2）の自立式矢板特殊堤を参考に設定
- ③ 接続部の破損：係留金物の接続ボルトに生じるせん断応力度が許容応力度以内

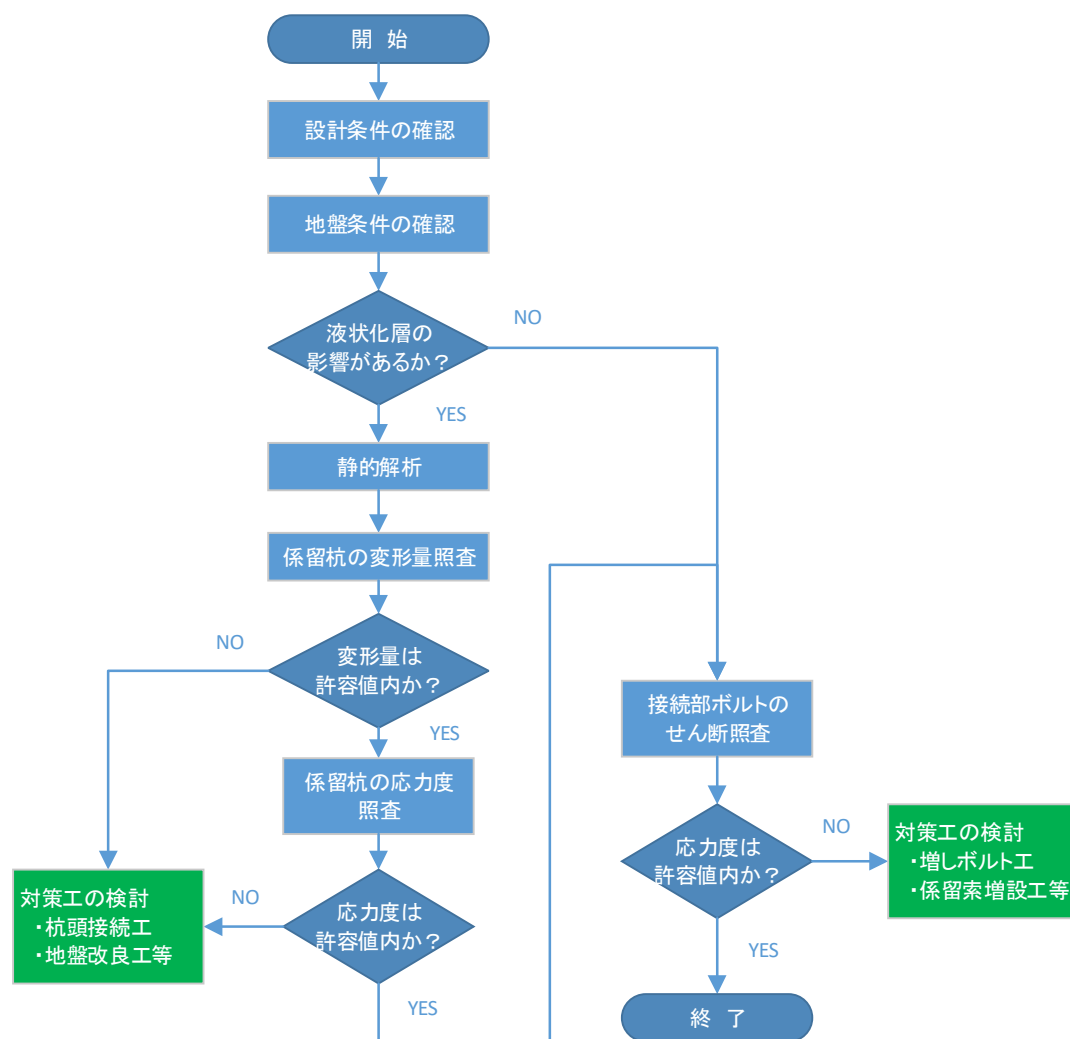


図 10 耐震対策検討フロー（案）

照査の結果、必要な耐震性能があると確認できた場合においても、係留杭及び接続ボルトの健全度を定期的に調査し、能力を確保することが不可欠である。

また、堤防が耐震対策の対象外となっている区間においても、今後の耐震対策の事業の展開を踏まえ、必要に応じて耐震性能照査を実施していくものとする。

5-5 防災船着場整備時の留意事項

(1) 防災船着場施設の構造形式

防災船着場はこれまで、護岸法線より河川側に張り出した「張出型浮棧橋形式」、護岸法線を切り欠いた「引込型浮棧橋形式」、護岸を切り下げた「階段状岸壁形式」、「岸壁式」を整備してきた。

災害時における緊急物資や復旧資材の輸送の際には、高水敷やテラスへの作業車両の乗り入れとともに、船舶への物資の積み込み・積み下ろし、仮置き等の作業等が発生することから、周辺に車両の通行や待機、乗降等が可能なスペースの確保に配慮が必要である。

そのため、今後は高水敷やテラス上にスペースが確保しやすい「張出型浮棧橋形式」を基本とし、治水上支障のない範囲で新設及び改良を行っていく。

(2) 気候変動リスクへの対応

都では、気候変動に伴う風水害リスクの増大に対して将来に向けた更なる安全・安心を確保していくため、都の河川施設整備の方針として、令和5年12月に今後目指すべき整備目標や整備手法などを取りまとめた「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定した。

これを踏まえ、低地河川における高潮対策について、各河川の最適な整備内容や時期等を示した「河川における高潮対策整備方針」を令和7年3月に策定した。

上記方針では、将来の気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化を考慮して計画高潮高を設定し、さらに、波の打上高等を加えた高さを計画堤防高に設定している。

防災船着場においても、これらを踏まえた検討の視点を持って適宜、新設及び改良を行っていく。

5-6 防災船着場周辺の維持

防災船着場周辺の維持については、災害時に船舶が安全に着岸できるよう、以下に示す必要な水深を確保しておく必要がある。（表 12、図 11 参照）

防災船着場周辺は施設の構造や潮位の影響で土砂が溜まりやすい場合がある。周辺の維持も船が着岸できる水深が確保されているかどうかの調査（深浅測量）を行った後、しゅんせつの実施、点検、監視という流れのPDCAサイクルで実施する。防災船着場周辺の維持は各防災船着場の管理者が実施し、良好な状態を保持する。

5-7 防災船着場へ至る河川等の維持

防災船着場へ至る水上輸送路についても、災害時に船舶が安全に通航できるよう、以下に示す必要な水深、航路幅を確保しておく必要がある。（表 12、図 11 参照）

必要な水深の確保は、深浅測量を行って土砂が堆積しやすい箇所を事前に把握して計画的にしゅんせつするPDCAサイクルにより実施する。

土砂の堆積状況やしゅんせつの実施状況等を適切に管理するため、しゅんせつ台帳を作成する。

防災船着場へ至る河川等の維持は、しゅんせつ台帳の管理とともに河川等をしゅんせつする主体が実施する。

災害時の舟航河川における障害物及び浮遊物除去について、東京都地域防災計画（震災編）に記載のとおり、舟航河川における障害物の除去、しゅんせつを行い航路確保する。

〈航路の確保について〉

航路は、河川の規模ならびに航行可能な船舶規模を踏まえ、大型船の航行する幹線航路、小型船の航行する支線（フィーダー）航路を区分して設定するものとする。

常時（AP-0.1m）及び平均水位時（AP+1.1m）の各々において、大型、小型ごとに以下の水深と型幅により航行可能範囲を設定する。

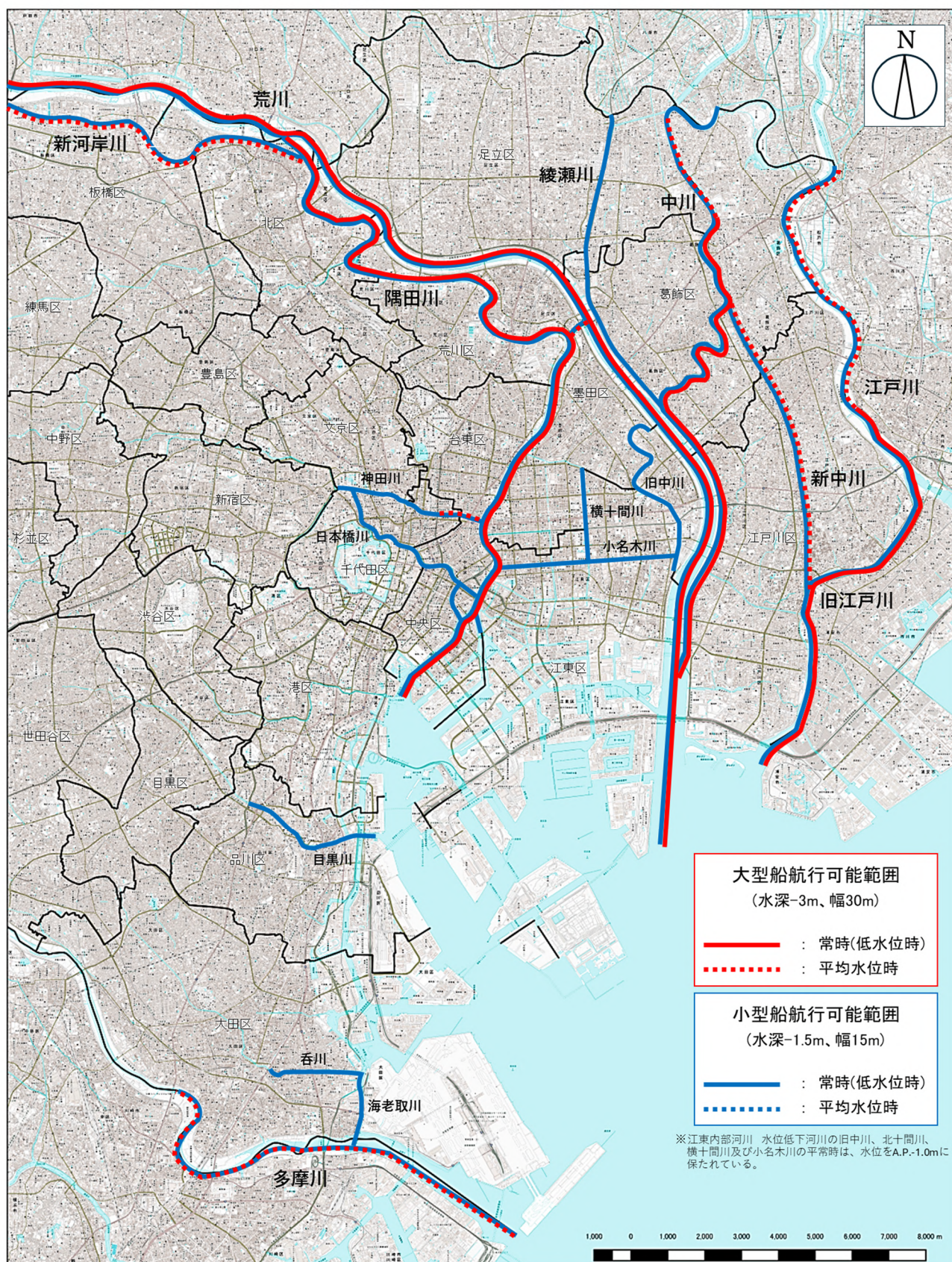
表 12 航路確保の諸元

	大型船	小型船
船舶規模	全長 30m、型幅 8m、 満載喫水 2.5m 相当	全長 15m、型幅 5m、 満載喫水 1.1m 相当
必要水深及び河道幅 ^{※1}	水深 3.0m、航路幅 30m	水深 1.5m、航路幅 15m
橋梁クリアランス ^{※2}	大型小型一律に現在航行を行っている船の一般的な高さ（水面～マスト）から 2m と設定。	

※1 航路幅は船舶の全長 L とした場合の標準幅 L 以上を想定して設定している。

※2 大河川では最高水位時（AP+2.3m）でも桁下高は 2m 以上確保している。中小河川、江東デルタ地帯では最高水位時には 2m 以下の橋が多いものの、最低水位時（AP-0.1m）には概ねの河川で 2m 以上確保している。

防災船着場へ至る水上輸送



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7 JH s 187」
数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)、
電子地形図(タイル)及び基盤地図情報に加筆

※防災船着場・緊急用船着場に関連する河川のみを掲載
低水位:AP-0.1m 平均水位:AP+1.1m

図 11 防災船着場へ至る水上輸送路

防 災 船 着 場 整 備 計 画 〈 改 定 版 〉

発 行

令和7年10月

東京都建設局河川部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03 (5320) 5413

東京都建設局ホームページ

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp>
